平成２２年（フ）第３６５３号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目２番９号
債務者　高橋　粧子（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５８号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番14号　カサデューク菊水76―101号
債務者　成田　順子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０７号
札幌市豊平区豊平３条13丁目１番22号　第11大光ハイツ102号
債務者　玉垣　光一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０９号
札幌市西区発寒10条１丁目２番３―505号
債務者　下田　　博
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４２号
札幌市清田区北野２条１丁目13番20号
債務者　藤井久美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８１号
札幌市東区北21条東３丁目１番24号
債務者　善田　敏幸
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２３号
札幌市南区川沿６条４丁目３番24号　東海マンション２号―１階１号
債務者　淺野　邦雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３２号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番８号　コーポリラ102号
債務者　芹田　雄麻
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３４号
北海道江別市いずみ野５番地の16
債務者　藤原しのぶ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６８号
札幌市白石区北郷３条13丁目１番20号　平和ハイツ103号
債務者　中村久美子（旧姓大林）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０５号
札幌市白石区中央２条５丁目１番６号　白石中央ハイツ103号
債務者　川上　耕司
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９２９号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―808号
債務者　水木　紘道（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６９号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番１―306号
債務者　田中　美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９９号
北海道千歳市寿３丁目６番３―12号
債務者　山口　直子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０３３号
北海道江別市朝日町17番地の２　あけぼの団地Ｋ10―51
債務者　山田　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４１号
北海道恵庭市柏木町337番地の28　ナンバハイツ103号
債務者　川口　幸子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６８号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南１丁目10番13号
債務者　髙橋　恵美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所